

欧州連合（EU）、欧州評議会（CoE）及びイギリスにおける青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査（要約）

2023年3月22日

青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査（要約－EU編）

1. 青少年のインターネット利用環境に関する実態

【基礎データ】2021年、全人口の80%に対し、EUの青少年の95%が毎日インターネットを利用
【インターネット接続機器】9歳から16歳を対象とした調査では全体の約80%の青少年がスマートフォンからインターネット接続。スマートフォン利用の青少年のほとんどが少なくとも「毎日」ほぼ常にインターネットに接続
【利用率】スマートフォン：80%、TV：44%、PC：43%、タブレット：22%、ゲーム機：19%
【利用内容】動画と音楽視聴が最も多く平均で65%
【利用時間】過去10年間でほぼ2倍に増加（調査対象国平均：167分/日）
【LSEによる調査研究】対象：欧州19か国、9歳から16歳の25,101人、アンケート方式とフィールドワークによるデータ収集、性別、年齢、地域（又はその両方）の基準を用いて作成

3. 青少年のインターネット利用環境整備に関するEUが定める法制度・政策

【欧州委員会（政策実施機関）】通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局においてデジタル経済や技術革新にかかわる政策を立案、実施、さらにデジタル技術の教育への活用などの活動を行う。
【会議・イニシアティブ】フォーラム・ヨーロッパや欧州スクールネットを組織しインターネットや教育に関する議論、調査、提言などを行う。
【その他の機関】EU Observatory on the Online Platform Economyはオンラインプラットフォーム経済を監視・分析し、欧州委員会の政策立案を支援する。
【法執行機関】
・ユーロポール（Europol、欧州刑事警察機構）は、あらゆる形態の深刻な国際犯罪や組織犯罪、サイバー犯罪、テロリズムの防止と対策において加盟国を支援している。
・欧州検察機構は、各国当局と協力して、2カ国以上が関与する深刻かつ複雑な国境を越えた犯罪に幅広く対処している。
・欧州サイバー犯罪センター（欧州警察庁）は、組織的な国際犯罪がもたらす脅威を特定し、優先順位をつけて対処するために加盟国が推進する安全保障上の取り組みである。
【実施部門の役割、権限及びその根拠等】
欧州委員会がデジタル市場法に定められた規則の唯一の執行者である。欧州委員会の一部である、DG CONNECTがデジタル経済・社会、研究・技術革新に関連する欧州委員会の政策を立案と実施を行う。
【青少年のインターネット利用環境に関する法制度や政策】
EU域内のデジタル単一市場を目指し、①安全でアクセスしやすく、予測可能で信頼できるオンライン環境と、②欧州連合基本権憲章で保障された基本的権利及び自由の行使を確保するために、オンラインプラットフォーム等の仲介サービス提供者の義務を規定することを目的としてDigital Service Actは制定された。その他にも「デジタル・ヨーロッパ」や「Better Internet for Kids」などの施策がある。
【世論の動向】
年々規制が強化される中、EUは新たなデジタル規制を過剰に導入しているといった意見もあるようである。

2. 青少年のインターネット利用環境の整備に関する課題

(1) ネットいじめ - ユネスコ加盟国は、ネットいじめに対する対処として11月第一木曜日を「ネットいじめを含む、学校での暴力といじめに反対する国際デー」と制定し対応を呼びかけている。
(2) SNSに起因する事犯 - ニュースの報道によると麻薬売買に巻き込まれている子供の年齢が低下しており、9歳から売買に手を染めることもある。手段にはSNSが活用されるという。
(3) 違法有害情報の閲覧・拡散 - 違法有害コンテンツは、ウェブサイト、ソーシャルメディア・プラットフォーム、フォーラムやブログ、ファイル共有サービス、ダークネット、電子メール、メッセージング・サービス、ゲーム・プラットフォームなどで拡散される。
(4) ネット依存、オンラインゲーム依存 - ヨーロッパでは、2019年までにソーシャルメディア利用が23%増えている。子供に限らず、大人も、多い人では一日に9時間ほど費やすと言われている。青少年の10%は毎晩10分以上スマートフォンを見ているという。
(5) 個人情報やデータの流出・拡散 - Statistaの2018年5月～2022年1月の調査によればドイツでの個人情報主出件数が最も多く77,747件となりオランダが66,527件でつづく。
(6) 性的搾取 - 2021年の国連の調査によると性的搾取被害者数と事件数はともに上昇傾向にある。ウェブサイトやSNSを通じて人身取引も行われている。
(7) Web サイトに起因する事件 - 欧州サイバーセキュリティ機構（以下ENISA）がCNNに語った内容によれば、2020年に重大で悪質な攻撃が304件あり、前年の146件の2倍以上であったとされる。

4. 利用環境整備に関する事業者、民間団体、家庭の取組を整理

【民間事業者、関連団体及び保護者等の教育・啓発活動の取組内容並びに教育・啓発の評価指標等】
各社PCオペレーティングシステム、動画ストリーミングおよびスマートフォンプロバイダーによってペアレンタルコントロールが用意されているほか、ゲームコンソールではユーザー制限をかけることができる。インスタグラムなどSNS各社もその利用を13歳以上に制限している。
【保護者や家庭でのペアレンタルコントロールによる対応】
LSEの調査結果によれば、平均22%と少数の保護者がペアレンタルコントロールのような、何かしらのインターネット利用モニター及び制御の手段を使っている。

5. その他

欧州委員会（EC）等は、子どもたちがデジタル及びメディアリテラシーのスキルを身につけられるようにすることを目指しさまざまな教育リソースやビデオを開発している。教育機関もペアレンタルコントロールの奨励をしており関連情報の提供を行っている。

青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査（要約 – CoE編）

1. 青少年のインターネット利用環境に関する実態

欧州評議会（Council of Europe, 以下CoE）は、加盟各国政府に対して政策のガイドラインを提供する国際機関である。CoEが参照した調査データについてはEU及び英国の項を参照されたい。

2. 青少年のインターネット利用環境の整備に関する課題

詳細の内容についてはEU編及びイギリス編を参照

3. 青少年のインターネット利用環境整備に関するCoEが定める法制度・政策

【委員会】CoE閣僚委員会（Committee of Ministers）は、CoEの最高意思決定機関であり、CoE加盟国外相からなる。分野ごとに委員会が設置され、閣僚委員会による決定のための準備を行う。青少年のためのインターネット利用環境に関連してはメディア・情報社会運営委員会、教育運営委員会及び欧州青少年運営委員会がある。

【会議】CoE議員会議（Parliamentary Assembly）は、加盟国議会の議員で構成され、CoE閣僚委員会の諮問機関として機能する。青少年のためのインターネット利用環境に関しては、文化、科学、教育、メディアに関する委員会が担当する。CoE地方自治体会議（Congress of Local Authorities）は、CoEの機関として加盟国の地方および地域の民主主義を強化支援する任務を負う。

【実施部門の役割】前記の委員会がガイドライン作成の準備を行い、CoE閣僚委員会が決定し、加盟国がそれに準拠した政策を策定する。

【実施部門の権限】

①メディア・情報社会運営委員会：CoE閣僚委員会の監督の下、表現の自由、メディア、インターネットガバナンス、情報社会、個人データの保護に関連するその他の問題を取り扱う。

②教育運営委員会：閣僚委員会が採択したプログラムに基づき、CoE加盟国の教育政策立案を支援するために閣僚委員会に勧告を行う。

③欧州青少年運営委員会：欧州文化条約締約国の政府代表からなる。CoEが掲げる民主主義のための青少年向けプログラムを監督し、関連するテーマについて閣僚委員会に助言して青少年政策の基準を策定する。

【根拠法】CoE規程第17条、及び政府間委員会および下位機関に関する閣僚委員会の決議第CM/Res(2021)3号に準拠する。

【法制度や政策等の内容、その背景や運用状況等】

- ・加盟国政府に対して青少年のインターネット利用環境に関する法制度や政策のガイドラインを策定する。
- ・子供の権利を保護することを目的として、国際的な基準を設定するための基本文書を策定する。
- ・子供を含むすべての人の人権を保護し擁護する目的で、国連子ども権利条約、欧州人権条約、その他の国際的な法的文書に準拠して活動を行う。

4. 利用環境整備に関する事業者、民間団体、家庭の取組を整理

【民間事業者、関連団体及び保護者等の教育・啓発活動の取組内容及び教育・啓発の評価指標や啓発事業における効果の測定方法等】関係団体の具体的な指標についてCoEとしてのガイドラインは確認できず、具体的には加盟国ごとの取組になると思われる。

【保護者や家庭でのペアレンタルコントロールによる対応】保護者や家庭での取組に関する意識調査はCoE加盟各国により実施されている。CoE独自の調査は見当たらない。

5. その他

【青少年のインターネット環境整備に係る最新の動向】新型コロナウイルス感染症によるパンデミックにより、学校が閉鎖された国ではオンラインでの授業が教育の基盤となったが、インターネットにアクセスすることが容易でない（貧困家庭などの）子供にとって、教育が受けられない状況を生み出した。すべての子供を対象にインターネットへのアクセスを確保し、インクルーシブな教育を提供することは、いくつかの国にとっては新たな課題となっている。

【取組事例等】インターネット環境における子供の権利の保護について、CoE加盟国によるグッドプラクティスが国別に取り上げられている。例：（アルバニア）電子通信の安全で責任ある使用に関して「親子のための行動規範」を作成した。

青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査（要約 - イギリス編）

1. 青少年のインターネット利用環境に関する実態

【基礎データ資料】 Ofcom、CHILDWISEモニターレポート及び統計局資料

【インターネット接続機器】 3歳から17歳の青少年のうち約70%がスマートフォンやタブレットなどのモバイルデバイスを使ってインターネットに接続。3歳から17歳の青少年のうち47%がノートパソコン、17%がデスクトップパソコンを利用してインターネットに接続している。

【利用率】 0歳から17歳の青少年の99%が家庭においてインターネットを利用していることが明らかとなった。

【利用内容】 動画アプリサイトの利用が3歳から15歳まですべての世代で一番多く使われている。16歳から17歳では動画アプリサイトの利用が98%だがメッセージアプリが99%と上回っている。

【利用時間】 7歳から16歳の青少年は2020年に平均4時間、2021年に平均3時間半インターネットを利用している。

【調査研究の収集。調査対象範囲、調査方法、分析方法の整理】 本稿はOfcomの調査資料を中心に信頼できる第三者機関のデータをもとに作成している。調査対象範囲等についてはそれぞれの調査によって異なる。

3. 青少年のインターネット利用環境整備に関するイギリス政府が定める法制度・政策

【省庁】 ①デジタル・文化・メディア・スポーツ省、②国家犯罪対策庁

【機関】 ①英国個人情報保護監督機関（ICO）、②英国放送通信庁（Ofcom）、③全英児童搾取対策オンライン保護センター

【会議】 ①英国児童インターネット安全評議会（UKCCIS）

【ICOの役割・権限・根拠】 ICOは2018年データ保護法等を根拠に、独立した第三者機関であり、データ保護制度を監督する規制機関として公的機関の情報公開や個人のデータプライバシーの保護監督を担う。ICOは年齢に応じたデザインのための実務指針（Children's Code）の規制当局であり、これに違反した機関に対して情報処理の停止と制裁金を命じることができる。

【各課題についての法制度や政策等】 主だった政策として国連子どもの権利条約、UK GDPR、データ保護法に基づいて、ICOによりインターネット上の子供のデータ保護のために制定された15の行動規範であるChildren's Codeがある。前掲のとおりこれに違反する機関に対しては情報処理の停止および制裁金賦課の措置をとる。

【法規制に対する世論の動向】 2022年11月に16歳から75歳の青少年及び成人1,032人を対象として実施したオンライン調査において、70%以上がオンライン上の子供を保護するためにソーシャルメディアプラットフォームがもっと対策すべきであると考えており、81%がそのために政府が対策すべきであると回答した。

2. 青少年のインターネット利用環境の整備に関する課題

（1）ネットいじめ - イングランドとウェールズの10歳から15歳の青少年のうち72%がこれまでにネットいじめに近い行為を経験し、また19%が過去1年間で少なくとも1回はそのような行為を経験していた。

（2）SNSに起因する事犯 - 平日に3時間以上SNSを利用している10歳から15歳の青少年は、そうでない子よりも精神障害を示すスコアが2倍以上高くなっていることが明らかとなった。

（3）違法有害情報の閲覧・拡散 - 11歳から12歳の子供のうち37%が違法サイトで映画をダウンロードもしくはストリーミング視聴していた。

（4）ネット依存、オンラインゲーム依存 - ADHDでない子供のうち12%がネット依存の可能性のあるのに対し、ADHDの子供は54%がネット依存の可能性、2%がネット依存であるという結果が明らかになった。

（5）個人情報やデータの流出・拡散 - 56%の親がSNSに子供の写真やビデオをシェアしないと回答した。そのうち87%が子供の人生はプライベートであるからとし、また67%が子供の写真や動画をシェアすることは正しくないと答えた。

（6）性的搾取 - 5日間の調査で900件以上の性的搾取のケースを特定したが、そのうち75%が11歳から13歳の青少年、20%が7歳から10歳の子供、5%が14歳から15歳の青少年の写真や動画であった。

（7）Webサイトに起因する事件 - 12歳から15歳の15%が、正しくない情報を目にしたときにフェイクニュースであるとコメントすると回答した。しかしこのような行動によって、子供たちは自覚なしに有害なコンテンツを拡散している可能性がある。

4. 利用環境整備に関する事業者、民間団体、家庭の取組を整理

【民間事業者、関連団体及び保護者等の教育・啓発活動の取組内容及び教育・啓発の評価指標や啓発事業における効果の測定方法等】 民間事業者としてInternet Matters（代表的なインターネットプロバイダー数社が提携）は子供のデジタル使用による幸福のための保護者援助、脆弱な青少年の求めに応じたガイダンスなどを目的に設立されている他、関連団体のUKSIC（UK Safer Internet Centre）は子供と青少年にとってインターネットを安全でよりよい場所にするを目的として設立、オンライン上のテクノロジーに関する保護者向けガイドの提供等を実施している。

【保護者や家庭でのペアレンタルコントロールによる対応】 Ofcomの調査によると、青少年の親の9割がペアレンタルコントロールの存在を認識しているものの、実際に使っているのは7割である。

5. その他

【Molly Russell事件】 2022年10月13日、Waker検死官は2017年に当時14歳だったMolly Russellが自殺したケースについて、その死因が「オンラインのコンテンツによる悪影響と鬱病による自殺」であると結論付けた。